

# 社会福祉法人沖縄県社会福祉事業団定款

## 第 1 章 総 则

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう、支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第一種社会福祉事業

- ア 児童養護施設漲水学園の設置経営
- イ 医療型障害児入所施設沖縄療育園の設置経営
- ウ 婦人保護施設うるま婦人寮の設置経営
- エ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）具志川厚生園の設置経営
- オ 障害者支援施設及び福祉型障害児入所施設あけぼの学園の設置経営
- カ 救護施設よみたん救護園の設置経営
- キ 障害者支援施設都屋の里の設置経営
- ク 障害者支援施設北嶺学園の設置経営
- ケ 救護施設いしみね救護園の設置経営
- コ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）宮古厚生園の設置経営
- サ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）八重山厚生園の設置経営
- シ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）名護厚生園の設置経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

- ア 老人デイサービス事業（具志川厚生園、宮古厚生園）
- イ 老人短期入所事業（具志川厚生園、宮古厚生園、八重山厚生園、名護厚生園）
- ウ 介護予防サービス事業（具志川厚生園、宮古厚生園、八重山厚生園、名護厚生園）
- エ 指定居宅介護支援事業所（具志川厚生園、宮古厚生園、八重山厚生園、名護厚生園）
- オ 訪問介護事業（具志川厚生園、宮古厚生園、八重山厚生園、名護厚生園）
- カ 障害福祉サービス事業（都屋の里、北嶺学園、あけぼの学園、沖縄療育園）
- キ 障害児通所支援事業（沖縄療育園）
- ク 児童家庭支援センター（漲水学園）
- ケ 特定相談支援事業（都屋の里、北嶺学園、あけぼの学園）
- コ 障害児相談支援事業（都屋の里、北嶺学園、あけぼの学園）

#### (3) その他

ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の規定に基づく一時保護  
イ ステップハウス運営事業

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人沖縄県社会福祉事業団という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を、沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目373番地1に置く。

## 第2章 役員及び職員

(役員の定数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名
- (2) 監事 2名

2 この法人には、理事長及び常務理事各1名を置く。

3 理事長は、理事の互選による。

4 常務理事は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

5 理事長は、この法人を代表する。

6 常務理事は、理事長の職務の執行を補佐するとともに、理事長の命を受け、この法人の業務を処理する。

7 役員の選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が理事のうちに1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員の選任等)

第7条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。

2 監事は、評議員会において選任する。

3 監事は、この法人の理事、評議員及び職員又はこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員の報酬等)

第8条 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の軽易な業務は理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第10条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、常務理事が理事長の職務を代理する。

- 2 理事長及び常務理事がともに事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。
- 3 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、常務理事が、理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び沖縄県知事に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第12条 この法人に職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

### 第3章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第13条 評議員会は15名の評議員をもつて組織する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。

- 3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議するべき事項を示して評議員会の招集を要求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 評議員会に議長を置く。
- 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名押印しなければならない。
- 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

- 第14条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。
- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
  - (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
  - (3) 定款の変更
  - (4) 合併
  - (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
  - (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
  - (7) その他、この法人の業務に関する重要な事項で、理事会において必要と認める事項
- 2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(同前)

- 第15条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

- 第16条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験のある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。
- 2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

- 第17条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 評議員は、再任されることがある。

(資産の区分)

第18条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第19条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、沖縄県知事の承認を得なければならない。ただし、独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合には、沖縄県知事の承認は必要としない。

(資産の管理)

第20条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第21条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予 算)

第22条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決 算)

第23条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備え置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第24条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第25条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第26条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第 5 章 解散及び合併

(解 散)

**第27条** この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

**第28条** 解散（合併又は破産による解散を除く）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

**第29条** 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、沖縄県知事の認可を受けなければならない。

## 第 6 章 定 款 の 変 更

(定款の変更)

**第30条** この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、沖縄県知事の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を沖縄県知事に届け出なければならない。

## 第 7 章 公 告 の 方 法 そ の 他

(公告の方法)

**第31条** この法人の公告は、社会福祉法人沖縄県社会福祉事業団の掲示場に掲示するとともに、新聞に掲載して行う。

(施行細則)

**第32条** この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

1 この法人の当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なくこの定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理 事 長	屋 良 朝	苗 朝
副 理 事 長	平 安 常	苗 実 常
常 務 理 事	大 城 実	苗 称 努
理 事	西 表 孫	苗 義 德
"	幸 地	朝 慎 春
"	喜 友 名	德 夫 興
"	金 城 恵	宗 精 一
"	里 村	良 金 松
"	池 村	由 盛
"	具 志 堅	良 顯
"	我 喜 屋	由 顕
"	当 銘 良	良 喜
"	平 良 吉	吉 盛
監 事	国 吉	村 顯
"	岡 村	

2 前項に基づく役員の任期は、第12条の規定にかかわらず本土復帰後60日

までとする。

附 則（平成5年5月19日）

- 1 この定款は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の定款第5条及び第9条の規定により新たに委嘱される理事の任期は、第12条の規定にかかわらず平成6年7月10日までとする。

附 則（平成5年12月17日）

この定款は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月18日）

この定款は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月16日）

この定款は、平成7年7月12日から施行する。

附 則（平成8年3月26日）

この定款は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月17日）

この定款は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月18日）

この定款は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月17日）

この定款は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月17日）

この定款は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月19日）

この定款は、平成13年1月26日から施行する。

附 則（平成13年5月24日）

この定款は、平成13年6月18日から施行する。

附 則（平成14年12月19日）

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成15年1月21日）から施行する。

ただし、定款第4条事務所の所在地の改正については平成15年2月1日から施行する。

附 則（平成15年3月19日）

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成15年4月14日）から施行する。

附 則（平成16年3月19日）

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成16年4月28日）から施行する。

附 則（平成17年5月24日）

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成17年6月20日）から施行する。

附 則（平成18年3月3日）

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成18年3月28日）から施行する。

附 則（平成18年11月28日）

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成18年12月27日）から施行する。

附 則（平成21年3月19日）

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成21年6月16日）から施行する。

附 則（平成22年3月18日）

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成22年3月30日）から施行する。

附 則（平成23年3月15日）

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成23年3月25日）から施行する。

附 則（平成23年10月6日）

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成23年10月28日）から施行する。

附 則（平成23年12月15日）

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成23年12月28日）から施行する。

附 則（平成24年3月15日）

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成24年3月30日）から施行する。

附 則（平成24年5月17日）

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成24年6月28日）から施行する。

附 則（平成25年3月12日）

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成25年4月30日）から施行する。

( 附 則（平成26年3月13日）

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成26年3月28日）から施行する。

附 則（平成27年3月12日）

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成27年3月31日）から施行する。

附 則（平成28年3月17日）

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成28年4月22日）から施行する。

附 則（平成28年12月1日）

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成29年1月19日）から施行する。

(

## 現金

10,000,000円

## 建物

	所在地	家屋番号	構造	面積(m <sup>2</sup> )
沖繩療育園	浦添市経塚 698番地、697番地2、699番地、701番地、711番地、712番地2、713番地2、714番地1、714番地3、699番地先、浦添南土地区画整理47街区1画地、2画地、3画地、4画地、5画地	698番の1	(主たる建物) 鉄筋コンクリート造コンクリート屋根かわら重ねぶき2階建	1階 3133.76 2階 415.50
			(符号1:体育館) 鉄筋コンクリート造鋼板ぶき平家建	600.36
			(符号2:洗濯場) 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	99.71
			(符号3:宿舎) 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	92.07
			(符号4:物置) ブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	9.02
			(符号5:ポンプ室) ブロック造陸屋根平家建	14.85
北嶺学園	那覇市首里石嶺町四丁目439番地、424番地1、424番地1先	439番の1	(主たる建物) 鉄筋コンクリート造コンクリート屋根かわら重ねぶき平家建	2101.49
			(符号1:倉庫) 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	24.3
			(符号2:機械室) 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	92.58
			(符号3:事務所) 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	99.75
いしみね救護園	那覇市首里石嶺町四丁目395番地、372番地14、389番地2、372番地14先	395番の1	(主たる建物) 鉄筋コンクリート造コンクリート屋根かわら重ねぶき2階建	1階 1005.81 2階 467.66
			(符号1:作業所) 鉄筋コンクリート造コンクリート屋根かわら重ねぶき平屋建	228.00
よみたん救護園	中頭郡読谷村字都屋 167番地5, 167番地4, 167番地12	167番5	(主たる建物) 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	3284.8
			(符号1:倉庫・便所) 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	73.08
都屋の里	中頭郡読谷村字都屋 167番地4, 167番地13、167番地5, 167番地10	167番4の1	(主たる建物) 鉄筋コンクリート造コンクリート屋根かわら重ねぶき2階建	1階 442.81 2階 1779.31

	所 在 地	家屋番号	構 造	面積(m <sup>2</sup> )
具志川厚生園	うるま市字天願 1984番地、1940番地、1941番地、1942番地、1948番地、1950番地、1951番地、1981番地、1982番地、1983番地、1985番地、1988番地4	1984番地の2	(主たる建物) 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	1階 4242.44 2階 2490.53
			(符号1:物置) ブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	8.36
			(符号2:物置) ブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	8.36
名護厚生園	名護市宮里五丁目 813番地、793番地1、811番地、812番地、820番地、821番地、1095番地2、1096番地、1098番地、812番地先	813番の1	(主たる建物) 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	1階 3258.00 2階 2178.50
			(符号1:宿舎) ブロック造陸屋根平家建	80.19
			(符号2:宿舎) ブロック造陸屋根平家建	80.19
			(符号3:宿舎) ブロック造陸屋根平家建	80.19
			(符号4:ポンプ室) 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	59.52
漲水学園	宮古島市平良字西仲宗根745番地5、745番地6	745番5の2	(主たる建物) 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	1階 2576.31 2階 1406.19
			(養護所) 鉄筋コンクリート造1階建	1階部分 1358.29
あけぼの学園	宮古島市平良字西仲宗根745番地5、745番地6	745番5の1	(主たる建物) 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	1階 2576.31 2階 1406.19
			(養護所) 鉄筋コンクリート造1階建	1階部分 2543.08
	宮古島市平良字西仲宗根745番地23	745番23	(グループホームあけぼの) 鉄筋コンクリート造陸・コンクリート屋根平家建	369.96
宮古厚生園	宮古島市平良字西仲宗根745番地7	745番7の1	(主たる建物) 鉄筋コンクリート造コンクリート屋根かわら重ねぶき地下1階付2階建	1階 2807.43 2階 2085.07 地下 1階 126.72
			(相談支援所) コンクリートブロック造コンクリート屋根平家建	52.80
八重山厚生園	石垣市字新川 1695番地9、1695番地77、1695番地97、1711番地、1739番地5、1740番地1、1740番地2	1695番9の1	(主たる建物) 鉄筋コンクリート造コンクリート屋根かわら重ねぶき2階建	1階 3537.68 2階 1143.77
うるま婦人寮	中頭郡西原町字兼久110番地2、91番地2、91番地3	110番2の1	(主たる建物) 鉄筋コンクリート造屋根平家建	1118.17
			(符号1:作業所) 鉄筋コンクリート造コンクリート屋根かわら重ねぶき平家建	90.62

	所 在	面 積
沖繩療育園	浦添南土地区画整理47街区1画地	2847.61
	浦添南土地区画整理47街区8-1画地	422.19
にし 育の 園も り保	石垣市字新川真喜良2336番地1	4398.00
	石垣市字新川真喜良2336番地2	707